一括供託の特例の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第36条の２第１項の規定により、資金決済に関する法律第58条の２第１項の規定による一括供託の特例の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

（記載上の注意）

法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第４項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

記

１．商号	
２．登録年月日	
３．登録番号	財務（支）局長　第　　号
４．特例適用開始日	
５．特例対象資金移動業に係る事項	
⑴　特例対象資金移動業	
⑵　算定期間	
⑶　基準日等	
⑷　供託期限	
６．特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

（記載上の注意）

「特例適用開始日」、「特例対象資金移動業」、「算定期間」又は「基準日等」とは、それぞれ法第58条の２第１項に規定する特例適用開始日、同項に規定する特例対象資金移動業、同条第５項第１号に規定する算定期間又は同項第２号に規定する基準日等をいう。

（第２面）

７．特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

⑴　供託に係る履行保証金の内容（供託所名　　）

イ．金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金
		円